

自己点検シート

(介護報酬編)

(介護予防) 短期入所生活介護

- 1 指定居宅サービス介護給付費加算等
- 4 指定介護予防サービス介護給付費加算等

事業所番号： 33 _____

事業所名： _____

年 月 日： 令和 年 月 日

担当者： _____

根拠・備考欄の略名

居宅報酬告示・・・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

予防報酬告示・・・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

通所介護費等の算定方法・・・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法

居宅省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

予防省令・・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

入所留意事項・・・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

予防留意事項・・・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適合する利用者等・・・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

大臣基準・・・厚生労働大臣が定める基準

施設基準・・・厚生労働大臣が定める施設基準

定める者等・・・厚生労働大臣が定める者等

夜勤基準・・・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
	定員超過利用減算 【青379,130,1364】 【緑752,770】	月平均の入所者数が運営規程に定める(特養空床利用の場合は特養の入所定員を超える)	<input type="checkbox"/>	超えない	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8㍻注1、・予防報酬告示6㍻注1、通所介護費等の算定方法34、174、 ・居宅省令138条、140条の12、居宅条例167条、182条 ・予防省令139条、158条、予防条例143条、162条 ・H121121/77・123号通知、同Q&A、入所留意事項第2-1(3)
		入所定員40人以下で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数が定員の105%を超える	<input type="checkbox"/>	超えない	
		入所定員40人超で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数が定員+2人を超える	<input type="checkbox"/>	超えない	
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算(介護職員又は看護職員) 【青130,379,1364】 【緑753,770】	常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置していない	<input type="checkbox"/>	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8㍻注1、予防報酬告示6㍻注1、 ・施設基準9、通所介護費等の算定方法3㍻ハニホ、16㍻ハニホ、 ・居宅省令121条1項3号 ・予防省令129条1項3号 ・入所留意事項第2-1(5)、第2-2(1)・(4)・(6)・(7)、 ・予防留意事項第2-8(4)・(5)
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算(常勤介護職員及び常勤看護職員) 【青130,379,1364】 【緑753,770】	利用定員が20人未満である併設事業所以外においては、介護職員及び看護職員のそれぞれ1人以上は常勤の者を配置(ユニット型のみ場合は減算規定なし)していない	<input type="checkbox"/>	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8㍻注1、予防報酬告示6㍻注1 ・通所介護費等の算定方法3㍻ハ、16㍻ハ、 ・居宅省令121条5項 ・予防省令129条5項 ・入所留意事項第2-1(5)、第2-2(4)・(5) ・予防留意事項第2-7(4)・(7)
<input type="checkbox"/>	夜勤減算 【青130,379,1364】 【緑781-795】	利用者数25人以下で、看護・介護1人未満	<input type="checkbox"/>	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8㍻注1、予防報酬告示6㍻注1、夜勤基準1㍻、8㍻、 ・入所留意事項第2-1(6)、第2-2(1)・(4)~(6)、予防留意事項別紙1第2-7(1)・(4) ※利用者数:前年度の平均(小数点以下切上げ)を用い特養の併設事業所の場合は本体入所者数に短期利用者数を合算 ※夜勤時間帯(PM20時~AM5時を含む連続した16時間)に歴月で基準未満の日が2日以上連続した場合又は4日以上発生した場合に減算
		利用者数26人以上60人以下で、看護・介護2人未満	<input type="checkbox"/>	2人以上	
		利用者数61人以上80人以下で、看護・介護3人未満	<input type="checkbox"/>	3人以上	
		利用者数81人以上100人以下で、看護・介護4人未満	<input type="checkbox"/>	4人以上	
		利用者数101人以上で、看護・介護4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	<input type="checkbox"/>	基準以上	
		ユニット型 2ユニットごとに1以上を配置していない	<input type="checkbox"/>	配置	
<input type="checkbox"/>	ユニットケア減算 【青382,1367】 【緑708】	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置していない	<input type="checkbox"/>	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8㍻注2、予防報酬告示6㍻注2、施設基準11、74 ・入所留意事項第2-2(5)
		ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置していない	<input type="checkbox"/>	配置	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	共生型サービスの提供 【青382,1364】	共生型居宅サービスの事業を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	・居宅報酬告示8イロ注3、予防報酬告示6イロ注3
		共生型短期入所生活介護を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	生活相談員配置等加算 【青382,1368】	生活相談員を常勤換算方法で1名以上配置している	<input type="checkbox"/> 配置	・居宅報酬告示8イロ注4、予防報酬告示6イロ注4、大臣基準34の2 ・入所留意事項第2-2(6)、予防留意事項別紙1第2-7(5)
		地域に貢献する活動を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 【青384,1368】	外部の理学療法士等が、施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成	<input type="checkbox"/> 作成	・居宅報酬告示8イロ注5、予防報酬告示6イロ注5、大臣基準34の3、大臣基準104の2 ・入所留意事項第2-2(7)、予防留意事項別紙1第2-7(6) 理学療法士等・・・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師のことをいう
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	<input type="checkbox"/> 該当	
		評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		個別機能訓練計画の作成に当たっては、外部の理学療法士等は、入所者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、施設の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、施設の機能訓練指導員等に助言を行っているか	<input type="checkbox"/> 行っている	
		個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を算定している	<input type="checkbox"/> 算定	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 【青384,1368】	理学療法士等が、当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント及び利用者の身体の状態等を評価した上で、個別機能訓練計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当	
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	<input type="checkbox"/> 該当	
		機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を算定している	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	機能訓練指導員の加算 【青387,1371】	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	・居宅報酬告示8イロ注6、予防報酬告示6イロ注6、 ・入所留意事項第2-2(8)、予防留意事項別紙1第2-7(8)併設事業所の利用者数は本体施設の入所者数を合算
		利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	個別機能訓練加算【青388,1372】	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8イ注7、予防報酬告示6イ注7 ・入所留意事項第2-2(9)、予防留意事項別紙1第2-7(9) ※短期入所生活介護事業所の看護職員が、本加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定には含めない。 ※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。 ※機能訓練指導員等：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者
		理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみを当該加算の算定対象としている	<input type="checkbox"/> 該当	
		理学療法士等を特定の曜日にだけ配置している場合、あらかじめ配置する曜日を定め、利用者や居宅介護支援事業者に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	
		機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		利用者の日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を、利用者等の意向及び担当介護支援専門員の意見を踏まえ、具体的かつ分かりやすい目標を策定し、当該目標を達成するための訓練を実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
		おおむね週1回以上実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
		機能訓練指導員等が、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、利用者等に個別機能訓練計画の内容、進捗状況等の説明、記録を行い、訓練内容を見直している	<input type="checkbox"/> 該当	
利用者ごとに個別機能訓練に関する記録を保管し、常に当該訓練の従業者により閲覧することができる	<input type="checkbox"/> 該当			
□	看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ) (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8イ注8、施設基準12、通所介護費等の算定方法3 ・入所留意事項第2-2(10) ※併設事業所は本体施設とは別に常勤看護師(Ⅰ)又は(Ⅲ)若しくは看護職員(Ⅱ)又は(Ⅳ)を配置。兼務職員は勤務実態等に基づき常勤換算数を本体と短期に按分 ※空床利用型は本体施設と一体的に算定可 ※看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅲ)又は(Ⅱ)と(Ⅳ)は同時算定不可。(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の常勤換算数に算入可 機能訓練指導員を兼務する看護職員は看護業務に係る時間数を常勤換算数に算入可
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 適合	
		加算(Ⅲ)を算定の場合 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ) (介護予防は加算なし)	看護職員の数 常勤換算で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 適合	
		加算(Ⅳ)を算定の場合 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	医療連携強化加算 (介護予防は加算なし) 【青392】	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8イロ注9、適合する利用者等20、大臣基準37 ・入所留意事項第2-2(11) ※利用者の状態(適合する利用者等20) イ 喀痰吸引を実施している状態、 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態、 ハ 中心静脈注射を実施している状態、 ニ 人工腎臓を実施している状態、 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態、 ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態、 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態、 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態、 リ 気管切開が行われている状態
		利用者の急変の予測・早期発見のため、看護職員による定期的な巡視を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行い、指定短期入所生活介護の提供開始時に利用者に取り決めの内容を説明している	<input type="checkbox"/> 該当	
		急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
		利用者の状態が、適合する利用者等第20号及び入所留意事項第2の2(9)の④のいずれかに該当する状態である	<input type="checkbox"/> 該当	
		在宅中重度者受入加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ) 又は(Ⅱ) (介護予防は加算なし) 【青394】	(テクノロジーの導入なしの場合) 夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8イロ注10、夜勤基準1、 ・入所留意事項第2-2(12)、 (Ⅰ)又は(Ⅲ)=ユニット型以外、 (Ⅱ)又は(Ⅳ)=ユニット型
		共生型サービスの提供を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅲ) 又は(Ⅳ) (介護予防は加算なし) 【青394】	(テクノロジーの導入なしの場合) 夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ※1日平均夜勤職員数: 歴月ごとに夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)での延夜勤時間数を当該月の日数×16で除して算定 ※特養併設の場合は本体入所者数と合算した人数で必要となる夜勤職員数に1名以上加えた配置
		夜勤時間帯を通して、看護職員又は該当する職員を1人以上配置している	<input type="checkbox"/> 該当	
		喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録のどちらか該当する登録を受けている	<input type="checkbox"/> 該当	
		共生型サービスの提供を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
□	テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算の要件緩和(0.9人配置) (介護予防は加算なし) 【青394】【緑796】	夜勤職員数に10分の9を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の100分の10以上の数設置	<input type="checkbox"/> 該当	
		見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている	<input type="checkbox"/> 3月に1回以上	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算の要件緩和(0.6人配置)(介護予防は加算なし) 【青394】【緑796】	夜勤職員数に10分の6を加えた数以上配置 併設型短期入所生活介護事業所において、夜勤職員の人員基準緩和に該当する施設は、夜勤職員数に10分の8を加えた数以上配置	□ 配置	
		利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。	□ 設置	
		インカム(マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。)等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること。	□ 該当	
		「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」(以下「見守り機器等活用委員会」という。)は3月に1回以上行うこと。「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	□ 実施	
		「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」として、以下の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 ① 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等をとりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、個別に定時巡視を行うこと。 ② 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。 ③ 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	□ 該当	
		「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項として、実際に夜勤を行う職員に対して以下の内容を含むアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。 ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えているかどうか ② 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかどうか ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況	□ 実施	
		日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。	□ 実施	
		見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。	□ 実施	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
	認知症行動・心理症状 緊急対応加算 【青397,1374】	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始 加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない 医師が判断した日又はその次の日に利用開始 利用開始日から7日を限度として算定 判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録 介護サービス計画書による記録	□	該当	・居宅報酬告示8イ注11、予防報酬告示6イ注8 ・入所留意事項第2-2(13)、予防留意事項別紙1第2-7(10) ※認知症の行動・心理状態:認知症による認知機能の障害に伴う妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状
□	若年性認知症利用者受入加算 【青397,1374】	利用者ごとに個別に担当者を定めている 利用者に応じた適切なサービス提供 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	□	該当	・居宅報酬告示8イ注12、予防報酬告示6イ注9、大臣基準18 ・入所留意事項第2-2(14)、予防留意事項別紙1第2-7(11)
□	送迎加算 【青398,1374】	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	□	あり	・居宅報酬告示8イ注13、予防報酬告示6イ注10 ・居宅留意事項第2-2(18)、予防留意事項第2-7(12)
	従来型個室の多床室利用 【青398,1374】	感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断している 入所者一人当たりの面積が10.65㎡以下に適合する従来型個室を利用している 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した	□	該当	・居宅報酬告示8注14 ・施設基準13

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
□	緊急短期入所受入加算 (介護予防は加算なし) 【青398】	介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者	□	計画されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅報酬告示8注15、適合する利用者等21 ・ 入所留意事項第2-2(18)
		あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	□	満たす	
		緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録	□	記録している	
		変更前後の居宅サービス計画を保存	□	保存	
		当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定	□	7日(14日)未 満	
		認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。	□	算定してい ない	
□	長期利用者に対する減算(介護予防は減算なし) 【青398】	連続して(自宅に戻ることなく、自費利用を挟み)30日を超えて入所している利用者がある	□	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅報酬告示8注18 ・ 適合する利用者等22 ・ 入所留意事項第2-2(20)
		当該者は指定短期入所生活介護を受けている者である	□	該当	
□	療養食加算 【青400,1376】	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	□	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅報酬告示8ハ注、予防報酬告示6ハ注、定める者等15、63 ・ 大臣基準35 ・ 通所介護費等の算定方法3、17 ・ 入所留意事項第2-2(16)、予防留意事項第2-7(13) 療養食献立表 経口移行加算、経口維持加算との併算定可
		利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	□	あり	
		定員、人員基準に適合	□	適合	
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□	あり	
		療養食の献立の作成の有無	□	あり	
		1日に3回を限度として算定している	□	該当	
□	在宅中重度者受入加算 (介護予防は加算なし) 【青400】	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	□	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅報酬告示8二注、 ・ 入所留意事項第2-2(17) 委託契約書

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
□	認知症専門ケア加算(Ⅰ) 【青402,1378】	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者)の割合が5割以上	□	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8ホ注,予防報酬告示6ニ注 ・適合する利用者等23の2、85の2 ・大臣基準42 ・入所留意事項第2-2(19)、予防留意事項第2-7(14) 認知症介護に係る専門的な研修:認知症介護 実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修
		毎月、直近3月間の割合を記録している	□	該当	
		専門的な研修終了者を、対象者の数が20人未満の場合は、1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアを実施している	□	該当	
		留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施している	□	該当	
□	認知症専門ケア加算(Ⅱ) 【青402,1378】	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者)の割合が5割以上	□	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8ホ注,予防報酬告示6ニ注 ・適合する利用者等23の2、85の2 ・大臣基準42 ・入所留意事項第2-2(19)、予防留意事項第2-7(14) 認知症介護の指導に係る専門的な研修:認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修
		毎月、直近3月間の割合を記録している	□	該当	
		専門的な研修終了者を、対象者の数が20人未満の場合は、1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアを実施している	□	該当	
		留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施している	□	該当	
		認知症の指導に係る専門的な研修終了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導を実施している	□	該当	
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修を実施している	□	該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
	サービス提供体制強化 加算(Ⅰ) 【青404,1420】	①又は②のいずれかを満たすこと ①介護職員の総数のうち介護福祉士の数が80%以上 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上	<input type="checkbox"/>	満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示8へ注、予防報酬告示6へ注、大臣基準38、116 ・通所介護費等の算定方法3、17 ・入所留意事項第2-2(21)、予防留意事項第2-7(15)
		要件を満たすことを確認して、記録している	<input type="checkbox"/>	記録している	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の数6割以上	<input type="checkbox"/>	該当	
		要件を満たすことを確認して、記録している		記録している	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化 加算(Ⅲ) 【青328,329,1200,1201】	以下のいずれかを満たす ①介護職員の総数のうち介護福祉士の数が50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上 ③入所者に直接処遇する職員のうち、勤続年数7年以上の者が30%以上	<input type="checkbox"/>	満たす	
		要件を満たすことを確認して、記録している		記録している	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
□	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	□	満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示ト、予防報酬告示ヘ ・大臣基準39 ・居宅留意事項第2-2(22)、予防報酬告示第2-2(10)準用 処遇改善加算計画書 処遇改善加算届出書 その他添付書類
		(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ていること。	□	満たす	
		(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直したときは、その内容を市に届け出ること。	□	満たす	
		(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。	□	満たす	
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	□	満たす	
		(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	□	満たす	
		(7)-1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。	□	満たす	
		(7)-2 (7)-1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす	
		(7)-3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	□	満たす	
		(7)-4 (7)-3について、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす	
(7)-5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。	□	満たす			
(7)-6 (7)-5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす			
(8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	□	満たす			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)、(7)-1から(7)-4まで及び(8)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(2) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。又は、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(3) 平成20年10月から当該加算(Ⅰ)(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※経過措置として、令和4年3月31日まで算定可	(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合していること。かつ、(Ⅲ)の算定要件(2)又は(3)のいずれかに適合していること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※経過措置として、令和4年3月31日まで算定可	(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		根拠・備考
<input type="checkbox"/>	特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅報酬告示チ、予防報酬告示ト ・大臣基準39の2 ・居宅留意事項第2-2(23)、予防報酬告示第2-2(11)準用
		(1)-1 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(1)-2 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(1)-3 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(1)-4 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
		(5) 以下のいずれかに適合すること。 ① 短期入所生活介護において、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 ② 併設本体施設が特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	適合	
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	満たす	
(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	満たす			
(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	<input type="checkbox"/>	満たす			
<input type="checkbox"/>	特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす	